

令和3年度（2021年度）

ビジネス海外渡航支援補助金 申請の手引



令和3年11月
北海道経済部地域経済局中小企業課

— 目 次 —

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象となる経費	2
4. 補助率・補助上限額	3
5. 補助金申請受付期間等	3
6. 提出書類等	4
7. 問い合わせ先	4
8. Q & A	5



1. 事業の目的

本事業は、道内中小企業者がビジネス海外渡航時に必要となる、医療機関等により発行された新型コロナウイルス感染症に係る検査証明書（以下「検査証明書」という。）の取得に要した経費の一部を補助することで、道内中小企業者の事業活動の維持、継続の一助とすることを目的としています。

2. 補助対象者

補助の対象となる事業者は、以下に該当する必要があります。

- (1) 補助対象者は、道内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者となります。

■ 中小企業者の定義

中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人

業 種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- (2) 補助対象となる道内中小企業者は、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ① **ビジネス海外渡航**を行った者であること。
※ビジネス海外渡航とは、道内中小企業者が**海外に有する事務所の管理や、事業の維持、継続のために、海外に渡航すること。**
- ② 渡航先の相手国若しくは海外との**取引実績があること**又は**令和3年5月19日より前に渡航を予定していた者であること。**
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は構成手続を行っている者でないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行っている者でないこと。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

3. 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、**令和3年5月19日以降に道内中小企業者が負担した、出入国時に本国及び相手国の求めに応じて提出が必要となる検査証明書の取得に係る検査料及び発行料（翻訳料を含む。）**です。**※消費税は補助対象外です。**

(1) 検査費用

本国及び渡航先の相手国が指定する新型コロナウイルス感染症に係る検査費用が対象となります。指定する検査以外の検査を受けた場合には、補助対象とならないため、**本国及び渡航先の相手国の要件を必ず事前にご確認ください。**

※帰国後の待機期間に係る任意検査について（令和3年11月11日追記）

「水際対策強化に係る新たな措置」に基づく、厚生労働省に届け出るための検査証明書の取得に係る任意検査も対象経費となります。ただし、特定行動を行う際の直前検査は対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 発行料

上記(1)の検査に係る検査証明書の発行料（翻訳料を含む）が対象となります。

(3) 補助金の通貨

補助金は円で交付します。補助対象経費を外国通貨で支払った場合は、円に換算して交付申請を行ってください。その際の為替レートは、補助対象経費の支払日又は北海道が適切と認める日の北海道の指定金融機関（北洋銀行）の「公示為替相場の仲値」を摘要します（1円未満の端数は切り捨て）。

■参考 厚生労働省・検疫所の定める要件（令和3年5月19日時点）

①検査証明書の取得時間	検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること。		
②所定フォーマット	厚生労働省ウェブサイト等を確認の上、所定フォーマットを使用すること。		
③検査証明書の記載内容	ア 氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別 イ 検査法、採取検体 ウ 結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日 エ 医療機関名、住所、医師名、医療機関印影 オ すべての項目が英語で記載されたもの		
④検査方法	核酸増幅検査	ア real time RT-PCR 法 イ LAMP 法 ウ TMA 法	エ TRC 法 オ Smart Amp 法 カ NEAR 法
	その他	ア 次世代シーケンス法 イ 抗原定量検査 ※抗原定性検査ではない。	
⑤検体採取法	ア 鼻咽頭ぬぐい液 イ 唾液		

※本国では、上表の条件を満たす検査方法・検査証明書に限り有効ですが、国が新たに検査方法等を定めた場合は補助対象とします。

4. 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

(1) 補助率

補助対象と認められる実支出額の合計額の 1/2以内

※合計額に補助率を乗じた際、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 補助上限額

1事業者あたり 100,000円

(3) 申請の回数

1事業者あたり 1回限り

■補助金交付申請額の算出例（※シンガポールに渡航した場合 1SGD=81.28円）

2名が渡航した場合（※出入国時に各1枚の証明書提出が必要な場合を想定）

【出国】	検査料	50,000円	(@25,000※×2)
	発行料	6,000円	(@3,000×2)
	検査料等の合計額	56,000円	－①
【入国】	検査料	65,024円	(@32,512×2)
	発行料	9,752円	(@4,876×2)
	検査料等の合計額	74,776円	－②

(実支出額の合計)

①+② 130,776円 ー③

(補助金交付申請額)

③×1/2 65,388円 → 65,000円 (千円未満切り捨て)

※消費税が含まれている場合は、税抜額で計算してください。

5. 補助金申請受付期間等

補助金の申請受付期間及び提出先は以下のとおりです。

(1) 申請受付期間

令和3年5月19日（水）から令和4年2月28日（月）必着

※申請額が北海道の予算を超える場合は、期間中でも受付を締め切ります。

(2) 申請書提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部地域経済局中小企業課 ビジネス海外渡航支援補助金担当

※必ず、簡易書留により郵送してください。

6. 提出書類等

申請に必要な書類は下表のとおりです。

なお、交付申請書の作成にあたっては、別紙の記載例を参考としてください。

区 分		備 考
申請書類	<input type="checkbox"/> 交付申請書	経済第56号様式
添付書類	① 検査証明書の取得を証する書類	
	<input type="checkbox"/> 検査証明書の写し	・ 補助対象経費として申請する全ての検査証明書 ※写しが無い場合は、渡航時の入国条件が分かる書類
	<input type="checkbox"/> パスポートの写し	・ 補助対象経費となる検査証明書を取得した全員分のパスポート番号が確認できるページ
	② 出入国日を証する書類	
	<input type="checkbox"/> パスポートの写し	・ 出入国スタンプが押下されたページ
③ 渡航国での事業内容が確認できる資料		
<input type="checkbox"/> 事業報告書の写し、 自社ホームページ等	・ 渡航した目的、海外での事業実績が分かる資料 ※様式不問	
④ 補助対象経費に係る領収書		
	・ 補助対象経費となる検査証明書を取得した全員分 ・ 利用者、利用日、検査の種類等、要した費用の内訳が確認できるもの ※領収書の宛名が個人名である場合は、申請者との関係性が客観的に分かる資料	
⑤ 振込先口座の通帳の写し		
	・ 金融機関名、本支店名、店番号、口座種別、口座番号、口座名義（カナ）が記載されているページ ※通帳の表紙と見開き部分	

7. 問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課ビジネス海外渡航支援補助金担当

TEL 011-204-5331（ダイヤルイン）

メール keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/business_toko.htm

8. Q&A

よくある質問を以下にまとめていますので、参考としてください。

【補助対象経費】

Q1. 令和2年10月に渡航した際の検査証明書は補助対象となりますか。

A1. 対象外です。令和3年5月19日以降の検査証明書取得に係る経費が対象となります。

Q2. 海外に住む親戚等に会うために渡航しましたが、補助対象となりますか。

A2. 対象外です。補助対象は「海外に有する事務所の管理や事業の維持、継続」を目的としたものに限りです。

Q3. 相手国から求められてはいませんが、自己判断によりPCR検査を自費で受けました。この際の検査費用は補助対象となりますか。

A3. 対象外です。補助対象は、自己の判断ではなく、渡航先の相手国及び本国の出入国の要件として必要となる検査証明書の取得に係る費用に限りです。

Q4. 通訳人を同行した場合等、従業員以外であっても、事業上の必要があり同行した場合には補助対象となりますか。

A4. 以下を全て満たす場合は、対象となります。

- ・補助対象経費を申請者が負担したことが分かる領収書を提出する場合
- ・渡航先での役割等、申請者との関係性が客観的に分かる書類（契約書等）を提出する場合

Q5. 消費税も補助対象となりますか。

A5. 対象外です。申請書に記載いただく経費は全て税抜きの額としてください。

【交付申請】

Q6. インターネットで申請できますか。

A6. できません。簡易書留により郵送してください。

Q7. 令和3年8月と11月に渡航を予定しています。いずれも検査証明書が必要となることを見込まれていますが、2回分をまとめて申請できますか。

A7. できます。申請は1回限りですので、複数回の渡航を予定している場合には、予定する渡航が終了した時点でまとめて申請してください。ただし、受付期間中であっても、申請額が北海道の予算を超える場合は、受付を締め切りますのでご注意ください。

Q8. 渡航先で検査証明書を取得しましたが、コピーができず、添付することができない場合は、申請できないのでしょうか。

A8. 領収書がある場合は、渡航先の相手国において出国時に検査証明書の提出が義務付けられていることが分かる資料を添付いただくことで、申請していただけます。